

## 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護サービス契約書

利用者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と事業者 社会福祉法人 大善福  
社会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する介護予防短期入所療養介護事業所 介護老  
人保健施設 あらたま（以下「本施設」という。）の介護予防短期入所療養介護サービス  
の利用に関して次のとおり契約を結びます。

### （目的）

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に  
応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における介  
護予防短期入所療養介護サービスを提供し、甲の療養生活の質の向上及び甲の家族の身  
体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 2 乙は、介護予防短期入所療養介護サービスの提供にあたっては、甲の要支援状態区分  
及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

### （契約期間）

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日  
までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要支援状態区分の変更の認定  
を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効  
期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、こ  
の契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるもの  
とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日  
から更新後の要支援認定有効期間の満了日までとします。

### （運営規程の概要）

- 第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、職員の勤務  
の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

### （介護予防短期入所療養介護計画の作成・変更）

- 第4条 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身の状況及び病状、  
置かれている環境等の評価並びに医師の診断に基づき、サービス提供の開始前から終了  
後までの甲が利用するサービスの継続性に配慮して、速やかに介護予防短期入所療養介  
護計画を作成します。
- 2 介護予防短期入所療養介護計画には、本施設で提供するサービスの目標や目標達成の  
ための具体的なサービス内容等を記載します。

- 3 介護予防短期入所療養介護計画は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する介護予防短期入所療養介護サービスの目的に従い、介護予防短期入所療養介護計画の変更を行います。
  - 一 甲の心身の状況等の変化により、当該介護予防短期入所療養介護計画を変更する必要がある場合
  - 二 甲が介護予防短期入所療養介護計画の変更を希望する場合
- 5 乙は、前項に定める介護予防短期入所療養介護計画の変更を行う際には、甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

(介護予防短期入所療養介護サービスの内容及びその提供)

- 第5条 乙は、前条により作成された介護予防短期入所療養介護計画に基づき、甲に対し介護予防短期入所療養介護サービスを提供します。ただし、介護予防短期入所療養介護計画を作成する必要がない場合は、乙は、甲の要支援状態の軽減もしくは悪化防止のために甲の心身の状況等に配慮し、適切な介護予防短期入所療養介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 乙は、甲の介護予防短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければなりません。
  - 3 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(介護予防短期入所療養介護サービスの利用)

- 第6条 甲は、乙が提供する介護予防短期入所療養介護サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の3ヶ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。
- 2 前項の申し込みに対して、乙は正当な理由がない限り、甲の利用を拒めません。
  - 3 乙は、自ら適切な介護予防短期入所療養介護サービスを提供することが困難な場合は、甲の利用する介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所療養介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

(身体的拘束その他の行動制限)

- 第7条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。
- 2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場

合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第5条第2項の介護予防短期入所療養介護サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。

一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

二 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

三 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

#### (協力義務)

第8条 甲は、乙が甲のため介護予防短期入所療養介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

#### (苦情対応)

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した介護予防短期入所療養介護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

#### (診療の方針)

第10条 乙は、配置の医師及び看護職員に常に甲の健康状態に注意させ、必要に応じて適切な診療・指導を行うよう誠意を持って指導します。

2 乙は、甲に病状の急変が生じた場合等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な対応を講じます。

#### (費用)

第11条 乙が提供する介護予防短期入所療養介護サービスの要支援状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する介護予防短期入所療養介護サービスのうち、介護保険の適用を受けな

いものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

- 4 乙は、甲が正当な理由もなく介護予防短期入所療養介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 5 乙は、介護予防短期入所療養介護サービスの要支援状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 6 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

#### (利用者負担額の滞納)

第12条 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、乙が甲に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、乙は全額の支払いがあるまでの次回の利用をお断りすることがあります。

#### (秘密保持)

- 第13条 乙及びその職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙及びその職員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

#### (甲の解除権)

- 第14条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 甲は、現に介護予防短期入所療養介護サービスを利用中であっても、乙に債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

#### (乙の解除権)

- 第15条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
  - 一 第12条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。
  - 二 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
  - 三 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

- 2 乙は、甲が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。
  - 一 甲が伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。
  - 二 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 3 乙は、前二項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

- 第16条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- 一 甲が、要支援認定を受けられなかったとき
  - 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
  - 三 第14条に基づき、甲が契約を解除したとき
  - 四 第15条に基づき、乙が契約を解除したとき
  - 五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
  - 六 甲が、死亡したとき

(清算)

- 第17条 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。

(損害賠償)

- 第18条 乙は、介護予防短期入所療養介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
  - 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

- 第19条 甲は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、静岡地方裁判所浜松支部を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

|             |          |                   |   |
|-------------|----------|-------------------|---|
| 利用者甲        | 住所       |                   |   |
|             | 氏名       |                   | 印 |
| 代理人(選任した場合) | 住所       |                   |   |
|             | 氏名       |                   | 印 |
| 事業者乙        | 住所       | 静岡県浜松市浜名区宮口3152番地 |   |
|             | 事業者(法人)名 | 社会福祉法人 大善福祉会      |   |
|             | 施設名      | 介護老人保健施設 あらたま     |   |
|             | (事業所番号)  | 2257280103        |   |
|             | 代表者名     | 施設長 山崎 昇          | 印 |